

科学的介護の推進、介護関連DB等の 更なる利活用等

令和元年10月28日
厚生労働省老健局

介護関連DBの一体的な利活用について①

現状

- 介護保険総合データベース（介護DB）については、
 - ・ 2013年度より、要介護認定情報、介護給付費明細書（介護レセプト）等の電子化された情報を匿名化した上で、市町村から任意で提供を求めるデータベースとして、運用を開始し、
 - ・ 2017年の介護保険法等の改正により、2018年度から、介護DBにおいて収集等を行うデータの法律上の位置づけを明確化した上で、市町村によるデータ提供を義務化した。また、2019年の健康保険法等の改正により、2020年10月からNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）等との連結解析が可能とされたところであり、介護分野と医療分野のデータとの一体的な利活用を可能とする環境が整備されつつある。
- 通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業(VISIT)については、2017年度より、通所・訪問リハビリテーション事業所から任意でリハビリテーション計画書等の情報の提供を求めるデータベースとして収集を開始し、2018年度の介護報酬改定により、データ提出を行いフィードバックを受けることを評価するリハビリマネジメント加算（Ⅳ）を新設、2018年度末時点で、577事業所が参加している。
- 高齢者の状態・ケアの内容等のデータを収集するシステム(CHASE)については、上記を補完する高齢者の状態・ケアの内容等のデータを収集するため、2017年10月から、有識者による「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」を開催し、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護サービスの方法論を確立、普及していくために必要な検討等を行い、2018年3月の中間報告で、データベースに用いる収集項目（265項目）を初期仕様案として選定した。
2019年3月に当該検討会を再開し、収集項目等について更に検討を行い、同年7月に、初期仕様において基本的に収集する30項目等について、取りまとめを実施した。これを踏まえ、CHASEについて、2019年度中に開発を行い、2020年度から運用を開始する予定。
- また、2019年5月に検討を開始した「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」において、PDCAサイクルに沿った推進方策について議論を行う中で、基本チェックリストなど介護予防に係る情報を含め、評価指標の検証に向けたシステム活用方策について指摘があり、中間取りまとめにも、盛り込まれている。

（参考）一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会中間取りまとめ（令和元年8月23日公表）（抜粋）

（3）PDCAサイクルに沿った推進方策

【現状】

- 一般介護予防事業を含めて総合事業全体の評価・改善を目的とする一般介護予防事業評価事業において、実施体制等に関するストラクチャー指標、企画立案、実施過程等に関するプロセス指標、成果目標に関するアウトカム指標を示し、年度毎に評価することが望ましいとしているが、総合事業実施の効果の点検・評価を行っている市町村は約3割にとどまっている。
- 介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金において、介護予防に関する指標が設けられており、今後強化を図ることとしている。

【今後の方向性】

- これまでの事業の変遷の経緯や自治体の業務負担も考慮しつつ、プロセス指標やアウトカム指標を含む評価の在り方について検討すべきである。その際、市町村が行う評価に対する国や都道府県の支援の在り方についても検討する必要がある。
- また、その評価指標を検証できるよう、地域包括ケア「見える化」システム等のデータ整備やシステムの活用方策についても検討を進めるべきである。

論点

- CHASEについては、介護DB・VISITに収集されている要介護認定情報や介護レセプトの情報、リハビリテーション計画書等の情報を補完するデータを収集する目的で構築を進めているが、これら介護関連DBを連結することで一体的に活用し、更に、その連結データをNDB等と連結することによって、より有益な解析が可能になると考えられる。
- こうした考えに基づき、VISIT・CHASEで収集したデータについて、
 - ・ 介護DBやNDBのデータと連結解析を可能とすること
 - ・ 公益目的での研究者等への第三者提供を行うことなどデータの活用を進めるため、必要に応じ法制的な対応を含めた環境整備を進めることを検討してはどうか。
- その際、
 - ・ VISITは、2017年度から運用を開始したところであること
 - ・ CHASEは、来年度運用開始予定であること等を踏まえ、当面は制度的な支援により協力事業所・施設を増やすことで、データの充実を図ることとし、データの提出については、事業所等から任意で求めることとしてはどうか。
- あわせて、自治体において、介護予防、自立支援・重度化防止の取組が進められており、これらを支援する観点からも、当該自治体における事業所等のVISITやCHASEのデータを、介護保険のレセプト等とあわせて活用できるような環境整備を進めてはどうか。
- また、一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会における議論を踏まえ、基本チェックリストなど介護予防に係る情報についても、国及び自治体における活用の在り方について検討することとしてはどうか。

医療保険の個人単位被保番の活用等について①

現状

- 2019年の健康保険法等の改正法に基づき、2020年10月から介護DBについてはNDB等との連結解析が可能となるほか、2021年度から、医療保険においては被保険者番号の個人単位化等が行われる予定となっている。
- また、介護DBとNDBの連結解析等について議論を行った「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」の報告書（2018年11月16日公表）においては、データベースの整備の在り方として、まずはカナ氏名等をハッシュ化した識別子を用いて連結解析を進めることとし、介護DBとNDB等の連結精度の向上を図っていく観点から、「2021年度以降、連結精度の検証と個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備・活用について検討すべき。」とされている。
- 一方、データベースの整備を通じて医療等分野の研究開発等を推進するためには、医療等情報の連結を推進することが重要であることから、「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」において議論が行われ、
 - ・ 個人単位化された被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結について、2021年度からの運用開始を目指していくこと
 - ・ その基本スキームや活用主体（履歴を照会するデータベースの保有主体）、管理・運営主体（履歴の照会を受け、回答を行う主体）等について、本年10月に報告書がとりまとめられた。

「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会報告書」に盛り込まれた、被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結に関する具体的な仕組み

- ① 被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結の基本スキーム
- ② 履歴照会・回答システムの活用主体（被保険者番号の履歴を照会するデータベースの保有主体）
- ③ 履歴照会・回答システムの管理・運営主体（履歴の照会を受け、回答を行う主体）
- ④ システム導入前後のデータの連結精度の向上等

医療保険の個人単位被保番の活用等について②

【介護領域における個人単位医療被保険者番号の考えられる利活用例】

① 将来的な医療・介護情報の一体的な分析の実現

- ・ 将来的には、介護予防に関する情報も含めた一体的な情報の連結解析が、国や自治体それぞれのレベルで可能となることが期待される。
例) それまでに受けてきた医療の状況が介護予防に与える影響など、医療と介護予防を関連づけた分析 等

② 来年度より可能となるNDB・介護DBの連結精度の向上

- ・ カナ氏名・生年月日・性別の3情報をハッシュ化した識別子での連結では、同姓同名・同生年月日・同性別の場合に個人単位での識別が困難である。
- ・ 匿名化した医療・介護情報について、個人単位被保険者番号をハッシュ化した識別子を用いることにより、個人単位での精度の高い連結が期待できる。

③ 医療保険と介護保険の給付調整の適正化

- ・ 医療、介護給付調整、高額療養費・高額介護合算制度での更なる利活用が期待される。

【介護領域における被保険者番号の履歴活用例】

① 介護DB内のデータについて

- ・ 転居＋婚姻等により、介護保険と医療保険の両方の被保番および姓が同時に全て変わった場合でも、医療被保番の履歴管理システムを使用することにより、同一人物を紐付けることが可能となる。

② NDB・介護DBの連結データについて

- ・ 医療の個人単位被保番の活用により、同姓同名・同生年月日・同性別の個人を区別することが可能となるが、履歴管理システムを利用することにより、経時的な連結の精度が更に向上する。

論点

- 介護領域において、活用のメリットも一定考えられる中、個人単位医療被保険者番号等を活用することについてどのように考えるか。
また、その際に生じる事務負担についてどのように考えるか。